

令和7年度第1回旭川市いじめ防止等連絡協議会

会議の概要	
日時	令和8年1月9日（金）14時00分から15時30分まで
場所	旭川市子ども総合相談センター2階 研修・会議室1、2
出席者（委員）	11名 大熊委員、佐藤委員、清藤委員、前田委員、村井委員、吉田委員、堤委員、水野委員、安田委員、踊場委員、市川委員
出席者（事務局）	（いじめ防止対策推進部） 石原部長、鎌田課長、高嶋主幹、谷口補佐 (学校教育部) 田村主幹、小山副主幹
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	0人

会議録

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨 捶

4 委員紹介

5 会長・副会長選出

6 議 事

(1) 議題1 旭川市のいじめの状況について

※事務局から議題について説明

(会長)

・事務局から説明があったが、意見、質問等はないか。

(委員)

- ・小学校のスクールカウンセラーをしているが、対応は週1回か2週に1回程度のため、児童にはあまり関わることができていないのが現状である。

先生方は、いじめの初期段階からよく見ているので、多くのケースでは早く気付いて早く対処しているが、気付くのが遅くなってしまったものは、問題が複雑化してから事実確認を行うため、対応が難しいケースもある。

スクールカウンセラーとしてどのように関わられるか、今後検討していきたい。

(委員)

- ・登下校を含め、少年団活動、放課後の公園、放課後児童クラブ、習い事などで、子どもから嫌な思いをしたという話があれば、学校としていじめを認知して対応している。
- ・子どもの命にも関わることなので、教職員がしっかり対応しているが、学校の外で行われたいじめについては、対応の難しさを感じている。

(会長)

- ・ほかに意見、質問等はないか。

※特になし。

(2) 議題2 いじめ防止対策「旭川モデル」について

※事務局から議題について説明

(会長)

- ・事務局から説明があったが、意見、質問等はないか。

(委員)

- ・子どもが学校から持ち帰るタブレットでもチャット相談ができるということであるが、その相談は、子どもが悩みを抱えた時にすぐに大人に相談できるというイメージで、子どもがアクセスしやすいように、目立つようになっているのか。

(事務局)

- ・学校で貸与しているタブレット端末のデスクトップ上にショートカットのアイコンを配置しており、そこから相談することができるようになっている。

(委員)

- ・多分チャットが一番相談しやすいのだと思う。チャットや電話の相談件数の状況はどうなっているか。

(事務局)

- ・チャット相談は、令和5年度の2学期から実施しており、年間200件程度。令和5年度から7年度の途中までは、小学校5年生から中学校3年生までを対象にしていたが、令和7年9月からは小学校1年生から対象を拡大した。
- ・電話相談は保護者からの相談が多く、令和7年12月末で100件程度。今年度の12月末時点における相談件数は、全体で300件超となっている。

(委員)

- ・緊急支援チームの学校派遣について、困難ケースの場合、警察でも対応していく中で、保護者側からの学校側に対する申立て、要求が多いが、学校側としても、やれることとやれないことがあり、その食い違いで長期化するケースがある。こうした場合に緊急支援チームが児童生徒や保護者からの聞き取り、心のケア、学校への支援を行うということをよいか。

(事務局)

- ・困難ケースの情報を把握した場合、まずは事実確認と対応状況を把握するため、市長部局の職員と教育委員会の職員を学校へ派遣している。
- ・保護者からは、子どもがいじめられ嫌な思いをしており、その問題を解決してほしいという主訴が多いが、その一方で、学校に対する意見や、加害者の子どもと保護者を厳しく指導してほしいといった場合は、当事者間では問題解決が難しいケースもある。
- ・市長部局の職員が第三者的に話を聞く中で、いじめだけでなく、子育てなど様々な課題を抱えているケースもあるので、丁寧に話を聞きながら対応している。

(委員)

- ・今、いじめの認知件数が増えている。その背景には学校の努力があり、過去にはいじめとして扱われなかつたことでも、現在は認知し対応していることは承知しているが、その認知に至るまでの流れの中で、学校や教員がプレッシャーに感じるようなことはないか。また、学校から教育委員会に報告を上げるときに、校長がプレッシャーを感じないような雰囲気になっているか。

(委員)

- ・学校から教育委員会にたくさん報告が上がっているということは、いじめを見逃さないという意識が強くなっているということなので、担任が校長に報告するときも、校長が教育委員会に報告するときも、プレッシャーにはなっていない。

(委員)

- ・管理職から担任にプレッシャーを与えることはない。子どもからいじめられているという訴えがあるときは、全ていじめの認知をしており、心配な場合はハードルを下げて対応している。
- ・校内のいじめ対策組織会議の中で対応方針を協議して教育委員会に報告している。

(委員)

- ・安心した。できれば保護者に対しても、学校の取組を分かりやすく周知する機会があればいいと思う。それから、学校の外でのいじめ、SNSなどもいじめの発端になることが多い。
- ・保護者としては、子どもに対して、いじめられているのかと聞いてもなかなか話してはくれないので、学校の先生が把握した場合は、率直に子どもが学校でこう言っていたと保護者に伝えてもらえるとありがたい。

(会長)

- ・旭川モデルでは、地域との連携や相談の様々な窓口があるということだが、これに関連して、人権擁護委員協議会や法務局に人権擁護に関わる相談窓口があると聞いているが、相談に関する取組はどのようにになっているか。

(委員)

- ・私たちの活動では、SOSミニレター、小学校5年生向けの緊急相談カード、中学校1年生向けの緊急相談カード、特に小学校・中学校に対してはカードの意味や、私たちが守ることができるということを話しながら配布している。そのほか、メールやチャットを含めて、旭川市とほぼ同じような内容でやっている。
- ・相談が来たときに、心配なものについては、学校に連絡を取りながら、学校と一緒にその子のために解決できるような形を取っている。

(委員)

- ・法務局では、常設の人権相談所を設置し、人権擁護委員が相談対応を行っている。対面のほか、無料電話相談も設けており、大人を含めた一般の相談窓口「みんなの人権110番」と、それとは別に「子どもの人権110番」がある。相談件数は、年間で1,000件弱程度あり、子どもからのいじめの相談は40件弱程度となっている。
- ・子どもから親へなかなか相談できない場合もあり、例えば学校の先生、仲の良い友達、部活の顧問の先生などなら、言いやすいところがあると思う。法務局の「子どもの人権110番」であれば、対応する相手がどんな人かは分からぬが、逆にその方が相談しやすいということもあるので、そういう場合にはよいと思う。

- ・他にも人権擁護委員が小学校を巡回して人権教室を行ったり、中学校を回ったりしているが、認知が十分でないことが残念である。
- ・また、やなせたかしさんが作成したイメージキャラクターの人K E N (じんけん)まもる君、人K E Nあゆみちゃんというのがあり、イベント時には着ぐるみを出すことがあり、それを見て声をかけていただけていると、少しづつ浸透してきて、何かあった時に、相談機関があることを思い出していただけるとうれしい。

(会長)

- ・いじめの問題は人権の問題でもあるということで、相談先としてさらに広がればよいと思う。
- ・民生委員の活動で何か関連のある取組があれば、紹介いただきたい。

(委員)

- ・市内の民生委員は780名ほどおり、34地区のブロックでそれぞれ活動しているが、全市的ないじめに関する具体的な取組は把握していない。
- ・11月に児童虐待防止のオレンジリボンの啓発運動を毎年実施している。

(会長)

- ・ほかに意見、質問等はないか。

※特になし。

(3) 議題3 いじめ事案対応における警察活動について

※委員から議題について説明

(会長)

- ・委員から説明があったが、意見、質問等はないか。

(委員)

- ・非行防止教室を実施しているということだが、その内容は保護者向けか、子ども向けか。

(委員)

- ・基本的には子ども向けに実施している。テーマは、いじめの防止、薬物乱用防止や泥棒・万引きに関することなどで、学校の要望に応じて話をしている。参観日等に合わせて実施できれば保護者に伝えることもできる。

(会長)

- ・ほかに意見、質問等はないか。

(委員)

- ・警察の統計を見ると、いじめが関連している少年事件の割合というのは出ていないが、体感で少年事件の何割くらいがいじめに関する事件になると思われるか。

(委員)

- ・児童生徒間のトラブルを広くいじめととらえると半数以上になると思うが、統計としては出していない。

(委員)

- ・実際の性的画像だけでなく、A Iに読み込ませて、合成により裸の画像にさせるということができるようになっているが、そういう事案を見聞きすることはあるか。

(委員)

- ・児童生徒同士のトラブルだと、動物の体に児童生徒の顔を張り付けるなどの加工をした画像をS N Sのグループで拡散というものがある。
- ・最近、卒業写真の顔を使用して、A Iで画像を生成した事案があったと思うが、今後は、そのようなものが増えていくかもしれない。

(会長)

- ・そのほか、いじめに関する取組について紹介いただけないか。

(委員)

- ・少年鑑別所は、犯罪を犯した少年を収容する施設となっており、いじめの加害者もいるが、いじめの被害を受けたことがある子が多いという印象であり、いじめと犯罪が比較的密接に関わっていると感じている。
- ・法務少年支援センターという相談機関を併設しており、犯罪に当たらないケースを含め相談を受けている。各機関に相談窓口がある中、少年鑑別所の窓口に相談に来るケースでは、保護者が特に悩んでいることが多いという印象がある。
- ・警察の少年サポートセンターとも連携しているので、相談窓口としては重複する内容を取り扱うが、どちらに相談していただいても構わない。

(委員)

- ・児童相談所もいじめの相談を受ける機関ではあるが、いじめに関する調査や加害児童・保護者を指導する機関ではないので、いじめを主訴とした相談は、ほぼな

い。ただ、保護者から相談を受ける中で、クラスで嫌なことを言われて学校へ行けなくなったという話を聞くことがあり、そういった子どもについては心理検査や助言を行うことがある。

- ・また、年間に数件、保護者の監護能力が低いということで警察から通報が入った場合、保護者と児童に児童相談所に来所してもらい、面接や検査を行っている。

(4) 議題4 その他

(会長)

- ・他の議題について、委員の皆さんから何かあればここでお受けしたい。

(委員)

- ・今回、いじめ防止等連絡協議会に初めて参加した。旭川市は、いじめ防止対策に真剣に取り組んでいて、他の市に比べるとより強い連携を感じているが、どちらかといういじめが起きた際の対処は積極的で、いじめの原因となるSNSの使い方などに関する教育の取組が弱いと感じる。
- ・外国ではSNSの使用を制限するところも出てきており、オーストラリアでは子どもに携帯を持たせないなどの取組もある。今後はそういうことも話し合っていけたらよいと思っている。

(会長)

- ・SNSについては、保護者が流行しているものやどのような機能があるのかについてあまり分かっていないということを警察の方からお聞きしたが、最近はネットゲームもいろいろなものがあり、トラブルが起こりやすいものもあるので、保護者を含め大人がSNSやゲームの利用に当たり、どのようなことがトラブルになりやすいのかを知るだけでも、十分に気を付けられるのではないか。
- ・SNSの利用制限などについても必要になってくると思うが、そういったことを広く知らせることが必要ではないかと思う。
- ・ほかに御意見、御質問等はないか。

※特になし。